六

第九十八條

各議院ニ於テ懲罰委員ヲ設ケ議長ノ發議ニ依リ懲罰事件ヲ審査シ議院ノ議ヲ經テ議長之ヲ宣告ス

懲罰事件ヲ審査スル為ノ

懲罰事件アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ附

極秘 枢密院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

シ審査セシメ議院ノ議ヲ経テ之ヲ宣告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事件アルトキハ

委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求

ムヘシ

第九十九條

委員會又ハ各部ニ於テ紀律ヲ犯シタル者アル

トキハ各委員長又ハ各部長ヨリ議長ニ報告シ

テ處分ヲ求ムヘシ

極密 枢密院 秘密 完

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

九十七

第百條

懲罰ハ左ノ如シ

議員紀律ヲ犯ストキハ其ノ輕重ニ從ヒ左ノ處分ヲ行フ

一　公開シタル議場ニ於テ譴責ス

二　公開シタル議場ニ於テ議院ノ指示スル

極密院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

方式ニ~~從ヒ~~適當謝辭ヲ表セシム

三　一定ノ時間出席ヲ停止ス

四　除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

貴族院ニ於テ除名ハ勅命ニ依ル裁

極密院
極密院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

九十八

第百一條

衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

極密院

極密院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

九十九

第百二條

議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ為スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ為スヘシ

極密院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

第百三條

議長ニ於テ議員ノ漏言紀律ヲ犯スモノト認ム

ルトキハ假リニ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以

テ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

此禁止ハ其ノ漏言ニシテ懲罰ヲ受ケタルトキ

此法律又ハ

極秘 枢密院

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

ハ有効タルヘク懲罰ヲ免レタルトキハ無効タ
ルヘシ

議員懲罰ヲ受ケタルトキハ議長ハ其ノ發言ノ
全部又ハ一部ヲ議事録ヨリ削除セレムルコト
ヲ得

第百四條

議院外ニ於テ前條ニ記載シタル公布ノ禁止ヲ
犯シタル者ハ三十日以上三個月以下ノ輕禁錮
ニ處ス

極密院
国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

二

第百五條

勅諭ニ指定シタル期日後一週間内

議員正當ノ理由ナクシテ開院ノ後八日マテニ仍召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若クハ告暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招

極密院

伊藤公爵家

極密院

一週間内

狀ヲ送シ其ノ招狀ヲ受ケタル後八日マテニ仍
故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出
勅裁
席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ
於テハ之ヲ除名スヘシ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248

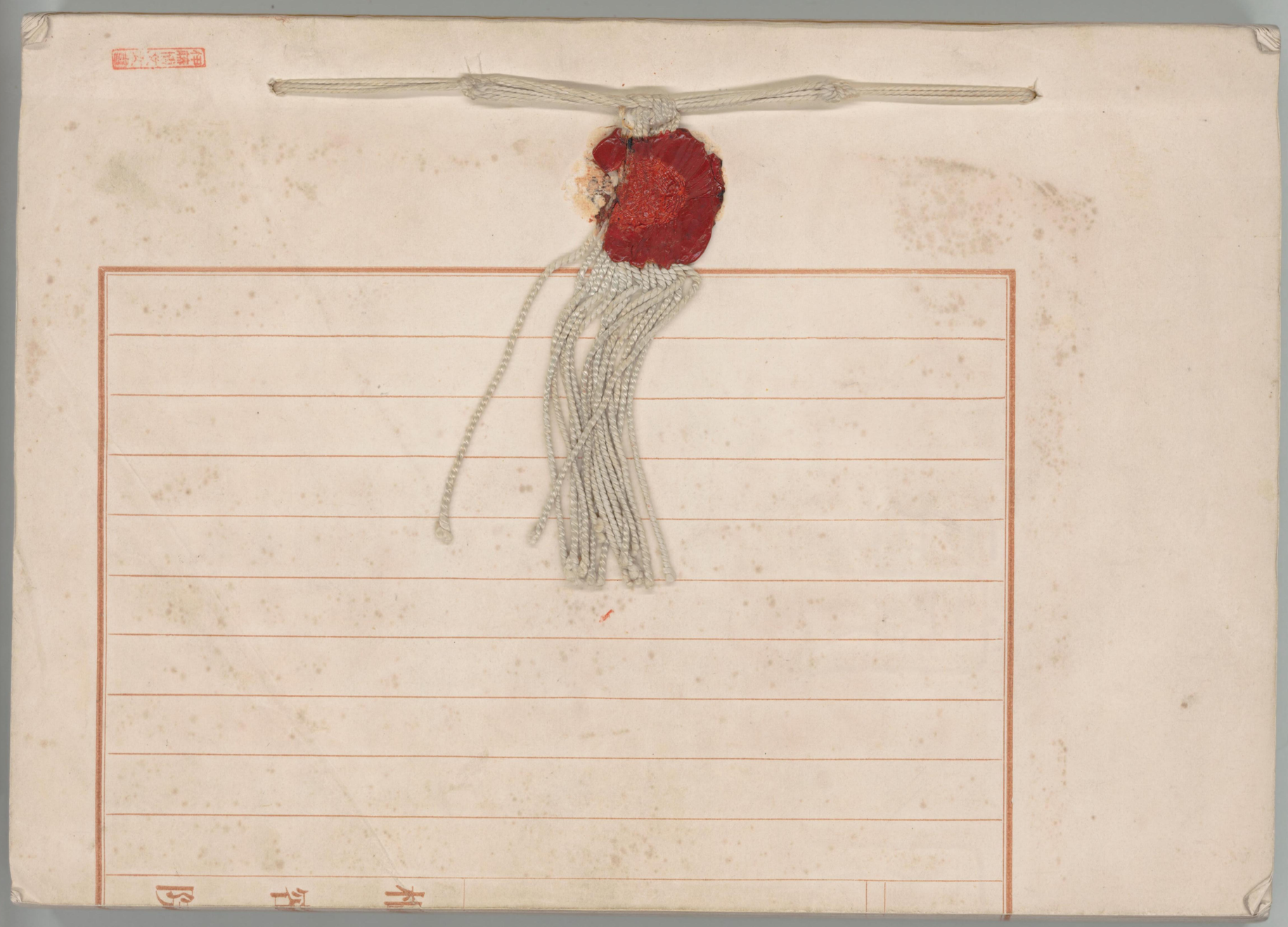

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 248